

第六 診療所の入院基本料の施設基準等

一 通則

- (1) 診療所であること。
 - (2) 当該保険医療機関を単位として看護を行うものであること。
 - (3) 看護又は看護補助は、当該保険医療機関の看護職員又は当該保険医療機関の主治医若しくは看護師の指示を受けた看護補助者が行うものとする。
 - (4) 現に看護に従事している看護職員の数を当該診療所内の見やすい場所に掲示していること。
 - (5) (4)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。
- ### 二 有床診療所入院基本料の施設基準
- (1) 有床診療所入院基本料の注1に規定する入院基本料の施設基準
 - イ 有床診療所入院基本料1の施設基準
 - ① 当該診療所（療養病床を除く。）における看護職員の数が、七以上であること。
 - ② 患者に対して必要な医療を提供するために適切な機能を担っていること。
 - ロ 有床診療所入院基本料2の施設基準
 - ① 当該診療所（療養病床を除く。）における看護職員の数が、四以上七未満であること。

② イの②の基準を満たすものであること。

ハ 有床診療所入院基本料3の施設基準

- ① 当該診療所（療養病床を除く。）における看護職員の数が、一以上四未満であること。
- ② イの②の基準を満たすものであること。

ニ 有床診療所入院基本料4の施設基準

イの①の基準を満たすものであること。

ホ 有床診療所入院基本料5の施設基準

ロの①の基準を満たすものであること。

ヘ 有床診療所入院基本料6の施設基準

ハの①の基準を満たすものであること。

(2) 有床診療所急性期患者支援病床初期加算及び有床診療所在宅患者支援病床初期加算の施設基準

イ 有床診療所急性期患者支援病床初期加算の施設基準

次のいずれかに該当すること。

- ① 在宅療養支援診療所であつて、過去一年間に訪問診療を実施しているものであること。
- ② 急性期医療を担う診療所であること。

③ 緩和ケアに係る実績を有する診療所であること。

□ 有床診療所在宅患者支援病床初期加算の施設基準

イの①から③までのいずれかに該当すること。

(3) 夜間緊急体制確保加算の施設基準

入院患者の病状の急変に備えた緊急の診療提供体制を確保していること。

(4) 医師配置加算の施設基準

イ 医師配置加算1の施設基準

次のいずれにも該当すること。

① 当該診療所における医師の数が、二以上であること。

② 次のいずれかに該当すること。

1 在宅療養支援診療所であつて、訪問診療を実施しているものであること。

2 急性期医療を担う診療所であること。

□ 医師配置加算2の施設基準

当該診療所における医師の数が、二以上であること（イに該当する場合を除く。）。

(5) 看護配置加算、夜間看護配置加算及び看護補助配置加算の施設基準